公的年金と生保販売のヒント

令和6年度版

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目次

第１部　公的年金のキホンを学ぶ

Ⅰ．公的年金の仕組み　4

１．公的年金制度の概要　4
２．保険料　5

Ⅱ．老齢年金の仕組み　8

１．老齢基礎年金　8
２．繰上げと繰下げ　10
３．老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）　11
４．振替加算　14
５．65歳からの老齢厚生年金　15
６．在職老齢年金　17
７．在職定時改定　21

Ⅲ．遺族年金の仕組み　23

１．遺族基礎年金　23
２．遺族厚生年金　25

Ⅳ．障害年金の仕組み　31

１．障害年金受給のための要件　31
２．障害給付の額　32

Ⅴ．年金額改定のルール　35

１．年金額の改定　35
２．パターン別の改定率の考え方　35
３．改定率（賃金・物価スライド）の見直し　39

Ⅵ．マクロ経済スライドの仕組み　40

１．スライド調整率　40

第２部　タテ・ヨコ・ナナメの公的年金分析

Ⅰ．公的年金の損得勘定　44

１．収入の何パーセントが年金になるのでしょう？　44
２．厚生年金の損得勘定　47
３．国民年金の損得勘定　50
４．まとめ　51

Ⅱ．第３号被保険者のおはなし　52

１．第３号被保険者として10年間経過すると…　52
２．第３号被保険者の経済効果　52
３．豊かな老後生活には厳しいものが…　54
４．まとめ　59

Ⅲ．加給年金について考える 60
１．加給年金の概要 60
２．加給年金は意外にもらえる期間が短い 61
３．40万円程の大盤振る舞いも、半分は消えていくケースも… 62
４．この事態を避けるには… 64
５．まとめ 65

Ⅳ．経過的加算とは？ 66
１．大学生の期間に国民年金の保険料を支払っていないとどうなる？ 66
２．経過的加算が不足分を穴埋めしてくれる 68
３．まとめ 70

Ⅴ．遺族年金の男女差を考える 71
１．第１号被保険者・第３号被保険者が亡くなるケース（遺族基礎年金） 71
２．第２号被保険者（会社員・公務員等）が亡くなるケース（遺族厚生年金＋遺族基礎年金） 72
３．まとめ 75

参考　ねんきん定期便と遺族年金 77
１．遺族厚生年金 77
２．遺族年金の全体像 78
３．50歳以上の方への対応 79
４．ねんきん定期便がない場合に遺族厚生年金の目安を推測する方法 79
５．年収と遺族厚生年金額の比率 80

本書は、特に記載のない限り、2024年４月１日現在の制度改正や税制に基づいて作成されております。
厚生年金の正式名称は厚生年金保険ですが、本書では厚生年金と表示します。

Ⅰ 公的年金の仕組み

公的年金には「国民年金」「厚生年金」の２つがあります（2015（平成27）年10月から厚生年金と共済年金は一元化されています）。なかでも国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人なら、必ず加入しなければならない制度であり、学生や会社員の妻も例外ではありません。

1 公的年金制度の概要

公的年金制度は２階建てといわれており、基礎となる１階部分を基礎年金（国民年金から支給される年金は、国民年金といわずに「基礎年金」といいます）と称し、会社員や公務員などは２階部分の厚生年金にも加入しています。

◉公的年金制度の体系

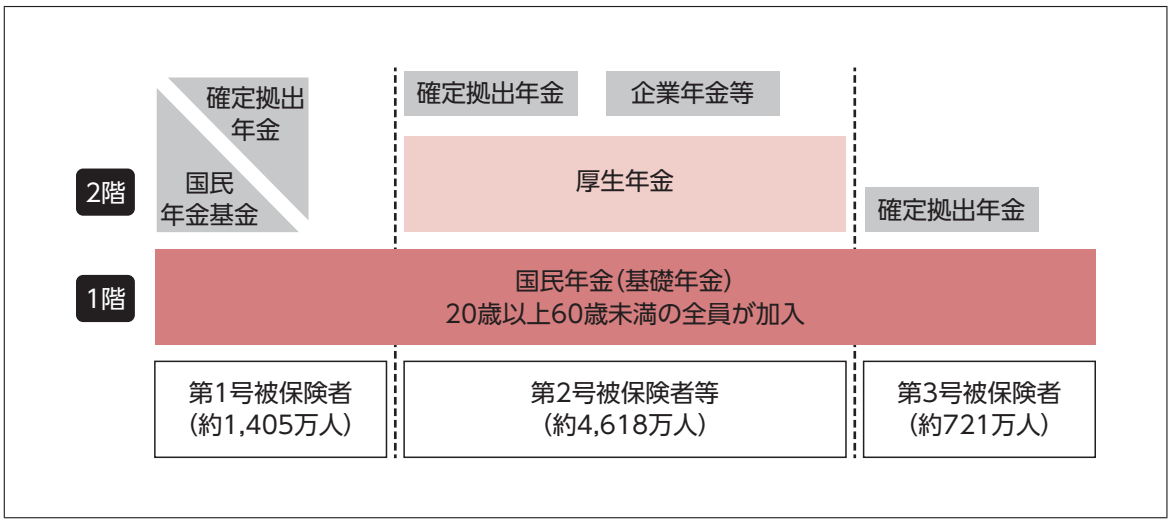

出 被保険者数は厚生労働省資料（2023（令和５）年３月末時点）

最近は確定拠出年金等も注目されてきており、これらについては３階部分と称されることもありますが、本書では国民年金と厚生年金を中心に解説します。

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
国民年金の被保険者	**自営業者・学生等** 日本国内に居住する20歳以上60歳未満で第２号・第３号被保険者以外の人 	**会社員・公務員等** 厚生年金の被保険者 	**会社員・公務員等の配偶者** 第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）
加入する年金制度	**1階建て** 国民年金 日本に住んでいる人であれば、外国籍の人でも国民年金に加入することになる。	**2階建て** 厚生年金 国民年金 適用事業所で働いていれば、20歳未満や65歳以上でも厚生年金の被保険者となる。	**1階建て** 国民年金 年収130万円以上の収入がある場合は第１号被保険者となる。
注意点	保険料支払いが困難な場合には、保険料免除制度等を利用することができる。	被保険者として保険料納付は原則として70歳までだが、その後も在職老齢年金の給付調整等は残る。	年収130万円未満でも、一定の要件を満たす厚生年金の適用事業所で働く短時間労働者は第２号被保険者となっている。

このなかで、第３号被保険者の認定基準は健康保険の基準に準じており、原則年収が130万円（60歳以上・障害者は180万円）未満かつ、被保険者の年収の２分の１未満の配偶者が「被扶養配偶者」として第３号被保険者となります。

● 適用事業所とは ●

厚生年金の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所（事業主のみの場合を含む）です。会社組織であれば、従業員の人数にかかわらず適用事業所となります。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金の適用事業所となります。
なお、従業員４人以下の個人事業の場合は、従業員の半数以上の同意があれば認可を受けて厚生年金の適用事業所となることができますが、その場合でも事業主自身は厚生年金に加入することはできません。

＊弁護士・税理士等の士業の個人事業所については、2022（令和４）年10月から強制適用事業所となっています。

2 保険料

〔1〕第１号被保険者の保険料（＝国民年金の保険料）

国民年金の保険料は、被保険者の収入に関係なく、「17,000円×保険料改定率」により毎年度の保険料が決まります。

国民年金の保険料＝〔法定保険料（17,000円）〕×保険料改定率

＊2024（令和６）年度の保険料改定率は0.999であり、実際の保険料は（17,000円×0.999≒16,980円）となります。

Ⅰ 公的年金の損得勘定

たとえば、公的年金の概要は知っていても、「年金額の計算は面倒だし、年金機構にお任せ」ということで、それ以上は踏み込まない人も多いかと思います。

しかし、ポイントを絞って見ていくと、公的年金も意外に面白いものになってきます。

1 収入の何パーセントが年金になるのでしょう？

〔1〕厚生年金の場合

公的年金は世代間扶養を基本とした賦課方式（現役世代が高齢者の年金を負担する方式）で運営されていますが、実感としては老後のための仕送りと感じられるでしょう。

基本的に年収が高いほど、老後の年金額も高くなる仕組みとなっています。

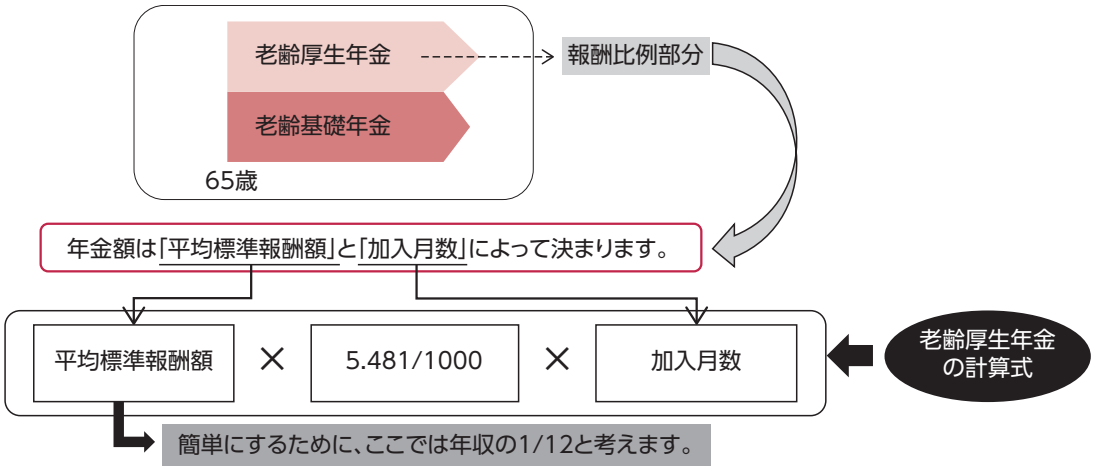

たとえば年収500万円の人が１年間働いたとすると、その１年分がどの程度老後の年金に反映することになるのかは、下の式で概算額を計算することができます。

年収/12×5.481/1000×12ヵ月

＊本来は年収ではなく平均標準報酬額を用いますが、わかりやすさ優先で近似値である年収を使っています。

少し整理すると、この計算式は **年収×5.481/1000** となります。

つまり、年収の0.5481％が老後の年金に反映するということになるので、年収500万円の人であれば、**500万円×5.481/1000＝2.7万円（100円以下四捨五入）** という計算結果が得られます。

この結果、年収500万円で１年間働いた会社員は、老後に毎年27,000円を受け取れる年金に加入しているのと同じとみなせることになります。

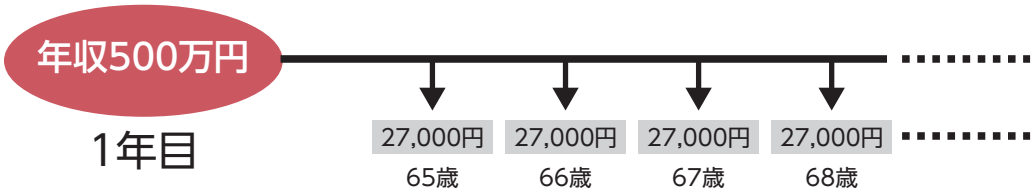

これは１年間の結果ですから、次の年も年収500万円で働いたとすれば、同じように老後に毎年27,000円もらえる年金に加入しているのと同じことになります。

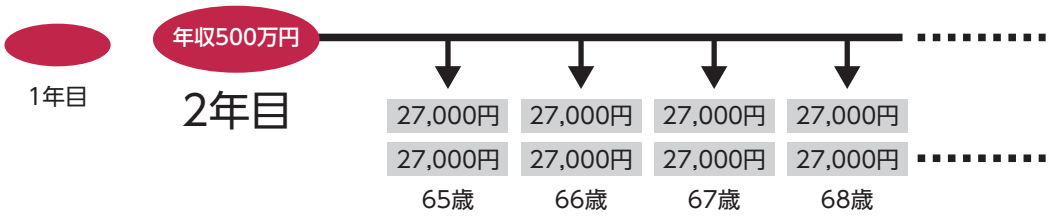

これが厚生年金の考え方のイメージです。

このように考えていくと、年収500万円で10年間働けば、厚生年金から毎年約27万円の年金を受け取れることになります。

上記は年収500万円ですが、年収300万円では

300万円×5.481/1000＝1.6万円（100円以下四捨五入）

という計算で１年間の厚生年金額が弾き出せます。

また、年収400万円では、**400万円×5.481/1000＝2.2万円（100円以下四捨五入）**

という計算が基本となります。このように１つずつ計算し、一覧にしたのが次のＡ表です。

◉Ａ表：加入期間と年収別の老齢厚生年金

加入年数	平均年収（賞与込み）		
	300万円	400万円	500万円
5年	8.0万円	11.0万円	13.5万円
10年	16.0万円	22.0万円	27.0万円
15年	24.0万円	33.0万円	40.5万円
20年	32.0万円	44.0万円	54.0万円
25年	40.0万円	55.0万円	67.5万円
30年	48.0万円	66.0万円	81.0万円
35年	56.0万円	77.0万円	94.5万円
40年	64.0万円	88.0万円	108.0万円

＊100円以下は四捨五入しています。

計算例：2.7万円×40年＝約108万円